

国連総会が障害者権利条約を採択

～障害のある子どもの権利にとって大きな一歩～

平野 裕二 (ARC代表)

2006年12月13日、国連総会で「障害のある人の権利に関する条約」(障害者権利条約)が採択された。障害者差別の撤廃、障害者の社会参加の促進などを目的とするもので、国連の主要な人権条約としては8番目となる。なお、条約の採択を前に、国連・子どもの権利委員会が「障害のある子どもの権利」に関する一般的意見9号を採択しており(2006年9月)、あわせて参照することが求められる。

条約は、(a) 前文、(b) 一般条項(1～9条)、(c) 実体的権利条項(10～30条)、(d) 国内的・国際的実施条項(31～40条)、(e) 最終条項(41～50条)の全50条から構成される、詳細かつ画期的なものである。既存の人権条約で保障されている諸権利について、障害者が置かれている特有の状況も踏まえながらあらためて規定するとともに、障害児・者固有の権利についても数多くの規定を置いている。障害者がこれらの権利を行使するさい、障害があることで不利な対応を受けることがないようにするため、バリアフリー化、適切な援助の提供といった「合理的配慮」を行なうことも求められている。

障害のある子どもについては、障害児の最善の利益や障害児自身の意見の尊重について定める独立条項(7条)が置かれた。また、障害児の発達しつつある能力と、アイデンティティを保持する障害児の権利を尊重すべきことが、条約の一

般的原則に位置づけられている(3条(h))。暴力からの保護(16条)や住居・家族の尊重(23条)について定めた条文も、障害児への配慮を前面に打ち出した内容である。

教育面では、当然のことながら、障害の有無で子どもを差別・分離しない「インクルーシブな教育制度」が要求されている(24条)。特筆すべきなのは、教育の目的として、「尊厳および自己価値の感覚を全面的に発達させること」が挙げられている点(24条1項(a))である。これは障害児のみを対象とした規定ではなく、教育制度のあり方そのものを定めた規定であることから、子どもの権利条約29条1項の教育目的条項をさらに発展させたものとして、すべての子どもにとって大きな意義を持つものと評価できる。

条約の実施状況を監視するために障害者権利委員会が設置される予定だが、条約と同時に採択された選択議定書を条約締約国があわせて批准すれば、障害児・者自身が委員会に権利侵害の訴えを起こすことも可能になる。条約・選択議定書の早期同時批准を目指し、運動を盛り上げていくことが必要である。

◆国連・子どもの権利委員会の一般的意見9号の日本語訳は筆者のウェブサイト

(<http://homepage2.nifty.com/childrights/>)を参照。

NEWSLETTER No.86 CONTENTS

国連総会が障害者権利条約を採択 /1

特集 子どもの権利条約フォーラム in くまもと

○子どもとおとなで創ったフォーラム!! /2

【全体会から】

○ワークショップを担当して /3

○創作劇「道徳のお時間Ⅲ子どもの権利って何？」

ができるまで /3

○子ども買春と子どもの権利～ピア・コーベラさん講演 /4

【分科会から】

○盲学校ではなく 地域の学校に入学して

～国連での「障害者の権利条約」採択を目前にして /7

○モラルハラスメント～より深刻な子どもへの心理的虐待 /8

○問題解決力アップのための8ステップ(いじめ対応編)演習 /8

○国際結婚で生まれた子どもの権利 /9

TOPICS 子どもの権利をめぐる国際動向

国連・子どもの権利委員会、

子どもの意見表明・参加に関する一般的討議を開催 /10

編集後記 /12

2006年11月11・12日に、熊本学園大学において、25団体が参加し「子どもの権利条約フォーラム in くまもと～子どもの力をうばうのはだれ？」が盛大に開催されました。今号では、このフォーラムの様子を参加・運営されたみなさんから紹介していただきます。

子どもとおとなで創ったフォーラム！！

津田 美矩（フォーラム実行委員・高3）

『子どもの権利条約フォーラム』ってなんだろう。何の為にするのだろう。おもしろいのかな。子どもの権利条約フォーラムの実行委員会に加わり、ミーティングに参加したところからずっとこの疑問が漠然と頭の中から離れませんでした。実行委員会が始まってすぐの頃は、フォーラム実行委員会の方々へどう歩み寄って良いかわからず、悩んだ時もありました。出会ったばかりのおとなと子どもが共に物事を進めることは難しく、今思い返してみるとお互いにどう歩み寄れば良いのか分からなかっただけなのかもしれません。

しかしこんな悩みも、フォーラムの準備を進めていく中でお互いの気持ちが見えて来るにつれ、次第になくなっていきました。そして、言葉ではうまく伝えることが出来ない私たちの思いをもっと理解しようと耳を傾けようとしてくれるおとなの人たちの存在に気づきおとなと子どもが協同し「権利」というものをみつめる大切なイベントなんだなと実感しました。

また、フォーラムの準備期間中いつも以上に子どもの権利を見つめるようになりました。そして、いつしか子どもの声に耳を傾けることをつい忘れてしまいがちになり、知らず知らずのうちに子どものもつ力、エンパワーメントを奪ってしまう社会があるのではという疑問がうまれました。そしてこの疑問が今回の熊本大会のテーマへとつながっていきました。

大会当日、様々な催し物が行われる中、私たちは『子どものエンパワーメントを奪うのは誰？』というテーマのしゃべり場を行いました。そしておとなと子どもが住みやすい地域を作る為に子ども宣言という次のような宣言文を作りました。

子ども宣言

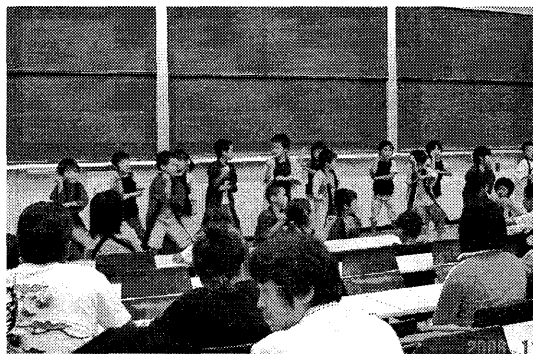
- おとなからも挨拶をしてほしい
- 何かを説明するとき、おとなが子どもに納得のいく説明をして欲しい
- 先生達同士の話し合いの場、仲間や友達との話し合いの場を大切にしたい

●何でもかんでも法律にする事で問題を解決したと思うのではなく、そこから動き出す事が大切

●フォーラムの場を大切にする

フォーラムが終わり、ほっとした気持ちになったのと同じころの隅を針で刺されているような、すこし寂しい気持ちになりました。こんな気持ちになれたのも支えてくれたおとなの方々や友達がとても暖かく、いろんなかたちで優しさをくれていたからだと思います。本番が迫ってもうまく分科会や全大会の内容が決まっていな中、私たちの声に耳を傾け一緒に悩んだり、考えてくださって本当にありがとうございました。

今後、このフォーラムで出来たつながりを大切にしながら、どうすればおとなと子どもが住みやすい地域社会を作っているのかお互いが考え、行動出来る機会を作って行きたいと思います。



やまなみこども園のうたと踊り



分科会・忍者走る

ワークショップを担当して

田上 静香 (フォーラム実行委員・18歳)

今回、私は、全体会のワークショップを担当しました。

最近、いじめによる自殺者が後を絶たなかったり、親が子どもを殺したり、その逆があったり、高校の履修不足問題など子どもの問題が多いと思います。そこで、「いじめ」「教育」「家族」「友達関係」「親子関係」のテーマを設定しました。

話し合いでは、最初に現状を挙げ、理想と私たちにできることを紙に書いてもらいました。「いじめ」では、「陰口を言っている、うわべだけの付き合いが多い、などの現状から本音でぶつかり合い、思い切ってけんかをする」などの意見が出ました。家族関係のテーマでは、「時間や心にゆとりがなくなっているなどの現状があり、もっと心にゆとりを持ち、コミュニケーションを取るようにする」などの意見が出ました。子どもたちの生の意見がたくさん聞け、とても参考になり学ぶものが多かったです。私も過去にいじめられていた経験があり、今回挙げたテーマで子どもたちと話し合いたいと思っていました。このワークショップを通して、子どもたちの生の声が様々なところで活かされると良いなと思います。

今回、企画から当日の進行役まで全てをするのは本当に初めてでしたので、不安でいっぱいでした。会場の規模が聞いていたのと違い、急きょワークショップの形式を変えたり、前日までバタバタしていました。しかし、みく（同じく子ども実行委員のメンバー）がテーマやどうやって進行するかなど、一

緒に考えてくれたり、当日も様々な方が助けてくださり、無事にワークショップを成功させることができました。一人ではこのワークショップは絶対に成功していなかったと思います。改めて、たくさんの人に支えられているんだと実感しました。

このようなフォーラムのように子どもたちの生の声を聞く機会をもっと増やすと良いのではないのでしょうか。子どもの権利だけに限らず、子どもの様々な問題を知り、解決していくのが大切だと思います。このワークショップでは学ぶものがたくさんありました。また、こういう機会に関わりたいと思います。



創作劇

「道德のお時間Ⅲ 子どもの権利ってなに？」ができるまで

篠田 明日香 (水俣市ヒューマンライツ・セミナー・高1)

ヒューマンライツ・セミナーは、去年の夏休みに人権について学ぶことを目的として、私を始め市内の中学生が十数名集まりました。最初はお互い顔も名前も知らない人ばかりで、学年も違い、緊張して上手く話せないこともありました。しかし、時間が経つにつれて私たちはお互いに思っていることを言い合い、学校のことを相談したり、家族にも言えない事を話し合ったり出来るようになっていました。私たちの中で

このセミナーは、今まで言えなかった事、誰にも相談できなかったことなどをみんなで考えられる、とても大切な場になっていました。

ヒューマンライツ・セミナーで、私たちは様々なことについて学んできました。ハンセン病問題、水俣病問題、部落差別問題、川口泰司さんの部落差別についての講演（初めて部落差別を学んだような気がしました）それから、私たちの身

近な、イジメや障がい者についての人権に関わること。たくさんの方のことを学んで、そしてみんなで考えることが出来たと思います。

私たちが夏から学んできたことをどうやって皆に伝えるか。そのことを考えて、私たちは劇にすることにしました。私たちが学んだ中（水俣病・ハンセン病・部落差別・身近な人権侵害など）からどれを題材にして劇にするか？という福岡先生の問いかけに、私たちは迷わずその中の題材ではない、川口さんにお話した自分たちの『道徳の授業』を選びました。

『道徳の時間はキャッチボールじゃなくて、ドッチボールだ』、『人権問題を先生が暗く伝えるたびに、先生と私たちの間に出来る溝に、橋を掛けて欲しい』、『人権問題はすべてかわいそうって同情の言葉は冷たい』…私たちが伝えたいこと、そして私たちが学んだ差別のことを含めた劇。シナリオは何度も書き直し、ようやく出来上がったのが『道徳のお時間 Part II キャッチボール編』でした。

それから何度も皆で集まり、練習をして、セリフに込めた思いについて話したりもしました。時には練習中に喧嘩することもあったけれど、それでも協力して練習して、本番を迎えることが出来ました。本番では、セリフを飛ばしたり忘れたり、アドリブでカバーしたりと色々なことが起こりましたが、私たちの伝えたいことを伝えられたと思います。

そして今年。ヒューマンライツセミナーは二年目です。メンバーは去年から参加している人も居れば、今年が初参加の人も居ました。また新たなメンバーでセミナーが始まります。二回目の劇の依頼があったのも、セミナーが始まった夏休みでした。二回目は一回目とは人数違うメンバーでしたが、一回目と同じように『道徳のお時間』を演じることが出来ました。

そして三回目の劇の依頼。「人権を学ぶ中学生に、子どもの権利を考えて欲しい」これが『子どもの権利条約』について学ぶきっかけでした。今度は差別のことではない、子どもの権利についてだと聞いて、私が最初に思ったのは「子どもの権利条約って何だろう？」ということでした。言葉は聞いて

たことがあっても、内容は全く知らない。私を含め、セミナーに参加している人の殆どがそうだったと思います。

しかし、今回の劇をつくる中で私たち子どもはどのような権利を持っているのか少しずつですが理解することが出来たと思います。子どもの人権、私たちには様々な権利が保証されていて、だからこうして家族と、友達と、生きていくことが出来るのだと思います。子どもの権利や、私たち子どもの周りの日常の矛盾について先生に問いかける、理想の『道徳のお時間PartⅢ 子どもの権利って何？編』に思いをせいっぱいぶつけてみました。

私たちがセミナーで学んだこと、人権の意識や子どもの権利についてはこれから更に考えることが必要になってくると思います。それらは大切に、守られなければならないことだからです。きっと、私たちのような子どもだからこそ、人権について学ぶべきなのだと私は思います。そんなに難しく考えなくて、どんなことをしたらいいのかな、どんなことで相手が傷つくのかな。相手を思いやるって何なのか。たったそれだけを考えるだけで人権について考えられていると思うから。

これから先、少しでも人を思いやる心を持つ人が増えるといいなと思います。私は、今まで学んだことを大切にして、少しでも、人に優しい人間になりたいです。



子ども買春と子どもの権利 ～ピア・コーベラさん講演

中島 早苗 (フリー・ザ・チルドレン・ジャパン)

子どもによる国際協力活動を推進するフリー・ザ・チルドレン・ジャパン(以下FTCJ)では、去る10月26日～11月12日に渡り、FTCJの海外自立支援事業のパートナー団体であるフィリピンのNGO「ブレダ基金」でスタッフとして働いているピア・コーベラさん(22歳)をゲストスピーカーとして招

聘し「子どもの権利条約フォーラムinくまもと」でも講演してもらいました。今回のピアさん招聘事業のためにご協力、ご支援頂いた皆様、本当にありがとうございました。ここでは、ピアさんのスピーチにあった子ども買春と被害からの回復、子どもの権利について紹介します。

◆講演者 ピア・コーベラさんスピーチ要旨

生まれ育ったのはスラム街

1984年4月フィリピン・マニラ生まれ。出生直後に両親に置き去りにされ、暴力やアルコール依存などが多く見られるスラム街にある父方の祖父母の家で育てられた。今まで母親には一度も会ったことはなく、父親とは過去に2回会ったきりで、両親についての記憶はほとんどない。一緒に住んでいたお婆からは暴力を振るわれるなど虐待を受けていた。貧困と虐待から、5、6歳から次第に路上で生活するようになり、働くようになった。車を洗ったり車の見張りをして、1日働いて80ペソ程度(約160円)の小銭を稼いだ。小学校には入学したが勉強についていけなくなり3年の途中でやめてしまった。

子ども買春の世界へ

その後知り合いの女性から「稼ぎの良い秘密の仕事」を紹介された。どんな仕事なのか分からなかったが家族を支えたいという気持ちから仕事を請けることに。しかし女性は売春(買春)斡旋業者で、外国人観光客に子どもの性を売る仕事をしていた。こうして、若干8歳だった私は強制的に性産業の世界へと引きずり込まれたのだった。子どもセックスワーカーとして働くことで日本人を含む数々の外国人男性観光客から性的虐待および性的搾取を受け、多くの被害に遭った。しかし、幼かったためこの仕事の意味することが良く分からなかった。これはおとなの遊びだ、と自分に言い聞かせた。仕事を辞めたいと思う気持ちが強くなったが、どうやって抜け出せば良いのか分からなかった。なぜなら、仕事を紹介する女性は怖く私の心をも支配し、相談する人は誰もいなかったからだ。11歳のとき、ドイツ人男性客らによってボラカイ島というリゾート地に連れて行かれ現地で数日間を過ごし酷い性的虐待を受けた。しかし、成人の外国人男性と幼いフィリピン人少女がコテージで過ごしていることを不審に思ったある女性によって警察に通報が入りようやく救助された。こうしてやっと性産業の仕事から解放され、ドイツ人観光客は逮捕されたのだが、後にこのドイツ人はフィリピン警察に賄賂を渡し、母国に逃げ帰ってしまったのだった。

自分は一人ではない

救出後、性虐待を受けた子どものケアに取り組む「ブレダ基金」で保護され生活するようになった。最初は誰にも心を開けず、自分は生きる価値のない人間だと思い、死にたいと思うこともあった。また、規則の多いブレダでの生活に戸惑い、環境に馴染めず大変だった。が、ブレダのスタッフによるケア、同じ体験をしたブレダ基金にいる子どもたちの支えなどで、自分は一人ぼっちではないことに初めて気がつき、少しずつ心を開くことができるようになった。特に、心の回復に

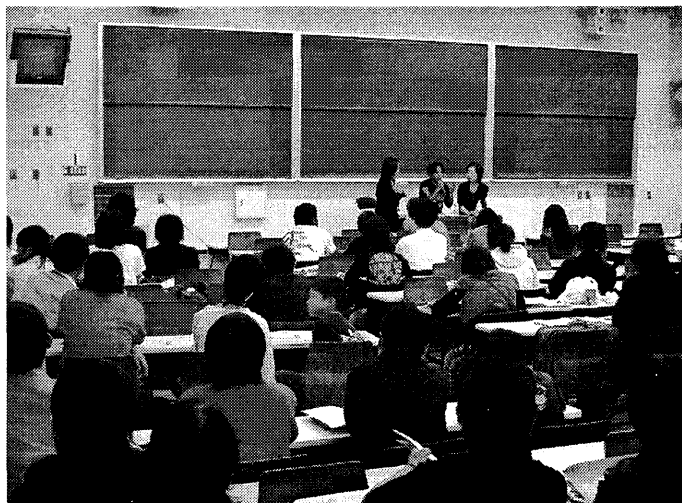
役立ったのは、今まで受けた辛い体験や感情を全て外に吐き出すことで心を治療する「プライマル・セラピー」だった。また、ドイツに逃げ帰った加害男性が母国で逮捕されブレダの働きかけで裁判が開かれることになり、この裁判で証言するためドイツに渡った。その結果3年半の実刑が男に下された。短い刑期ではあるが、それまで買春をしたことで自分を責めていたが、虐待を受けた被害者だったことが社会的に認められ自分にとっては大きな勝利と感ずることができた。

子どもの権利を知って

ブレダで学んだ大きな事の一つは、初めて「子どもの権利」について知ったことだった。それまで自信を失い自分に価値を見出せなかったが自分にも権利があることが分かり、尊厳を取り戻した気持ちだった。子どもの権利は私を勇気付け、前進につながった。子どもの権利をもっと早くに知っていたらきっと性的虐待の被害を受けずに済んでいたと思う。ブレダでは、子どもの権利擁護のために、ロビーイング活動も行っているが、その成果の一つとしてあげられるのが、1992年に制定されたフィリピン共和国法「子どもを虐待・搾取・差別から保護する法律」(RA7610)だ。この法律ができたことで子どもがあらゆる種類の虐待・搾取・暴力から守られ社会全体で子どもを最優先に考えて子どもが子どもらしく過ごせるように取組むべきであることが法的に定められた。しかし、加害者による賄賂がいまだに横行するなど法が機能していないケースもあり課題は残っている。

子どもを支援する側に

ブレダに来た私は、性虐待を受け苦しんでいる子どもが多くいることを知り、そういった子どもをエンパワーするためにも、子どもの権利を伝える活動家になろうと思うようになった。ブレダには子ども自身による演劇やレクチャーを行うアドボカシー部門があるが、そこに参加し、子どもの権利を伝えたり、虐待の被害を予防するため活動に取り組んだ。また、自身の体験を子どもやおとなの前で話すスピーカーになり、買春や虐待の被害にあわないよう子どもや社会に情報提供を



している。現在、看護学校での勉強をしながらブレダ基金で有給スタッフとして働き、虐待や被害にあった子どもをサポートしている。子どもをサポートするためみなさんと協力し、手を取り合いたい、そうすれば世界を変える事ができるから。

◆参加者からの質問

フォーラム全体会でのスピーチの後、おとなや子ども参加者から質問がありましたのでいくつか紹介します。

Q : 辛い体験を人前で話すことは大変だと思いますが、どうして続けられるのですか？

ピア : たくさんの人に問題を知ってもらいたいし、まだまだ多くの子どもが被害を受けているからです。

Q : ブレダ基金で生活するようになったとき、どんな気持ちでしたか？

ピア : 最初は友達もいなくて寂しく、生活に慣れず大変だったけど、虐待を受けた子どもは私一人ではなく、たくさんいることがわかって寂しい気持ちはなくなりました。

Q : 法律ができ、子どもを取り巻く環境は変わりましたか？

ピア : はい、法律の制定で子どもを保護する体制ができてきたと思いますが、インターネットの普及や法を潜り抜けて子どもを性的に虐待する人も多くいるので新たな課題がまだあります。

Q : 日本にいる私たちにはどんなことができますか？

ピア : 子どもが置かれている現状を知って下さい。そして、子どもの声に耳を傾けて下さい。ブレダでは子どもの権利を伝えるキャンペーンを行っていますが、そういったことに参加して下さい。

Q : 将来の夢は何ですか？

ピア : 看護師の資格をとって、病気で困っている子どもの手助けをしたいと思います。また、ブレダにいる子どもたちのこともずっと何らかの形で支援したいです。

◆印象的だったピアさんのメッセージ

今回、フォーラムで沢山の方たち、特に子ども参加者にもメッセージを聞いて頂けたこと、ピアさんも喜んでいました。今回の来日で、日本の子どもがいじめなどによって自殺をしていることにとっても心を痛めていて、それについてのメッセージがとても印象的だったのでお伝えします。

「日本は先進国で経済も安定している印象が強かったけれど、経済の豊かさと子どもたちの心の豊かさは違うということを感じました。日本人は仕事熱心だけど、家庭や周りのこととの結びつきを大切にする時間をなかなか持っていないかもしれません。日本の子どももとても勉強熱心でいいことだけど、周りの人とコミュニケーションする時間も持って下さ

い。もし、自分の周りに困っている友達がいたら、ぜひ『良き聞き手』になって、友達の気持ちを聞いてください。私も、以前辛い体験をして自殺を考えたことがあります。でも、自殺をしなかったのは、ブレダに来てはじめて自分の気持ちを聞いてもらえたからです。自分が悩んでいることを聞いてもらえてとても安心しました。そして、ひとりぼっちではない、ということを感じました。だから、ぜひ、「良き聞き手」になって下さい。

また、自分で悩みを抱えている人がいたら、周りの友達や家族ににぜひ悩みを打ち明けてください。でも、悩みを打ち明けることはとても勇気がいることです。なかなかできないかもしれないけれど、必ず聞いてくれる人がいるはずですよ、どうぞ一人で悩まないで下さい。家族を持っている人はとても幸せです。ぜひ、家族を大切にして下さい。そして、いつか自分の家族をもったら、ぜひ自分の家族を大切にして下さい。」

◆ブレダ基金 (PREDA Foundation) について

PREDAはPeople Recovery, Empowerment and Development Assistanceの略で、日本語では「人々の回復、エンパワーメント及び発展の支援」という意味を持つ。1974年にアイルランド人のシェイ・カレン神父とフィリピン人のヘルモソ夫妻が設立したNGOで、フィリピンの首都マニラから、バスで約4時間のオロンガポ市に事務所及びシェルター（保護された子どもたちが生活する寮）を構える。児童労働や性虐待を受けた子どもの救出、保護、回復やストリートチルドレンや不当に逮捕された少年の救助などを主に行っている。その他貧困層の自立を目指し職業訓練やフェアトレードを行っている。子ども・女性・貧困層の人々が虐待や搾取に苦しむことがない社会を目指して、現在も約50名のスタッフが活動している。2001年と2003年にはノーベル平和賞にノミネートされるなどその活動は国際的に評価を受けている。

盲学校ではなく 地域の学校に入学して ～国連での「障害者の権利条約」採択を目前にして

桑 本 謙 (インクルージョン熊本)

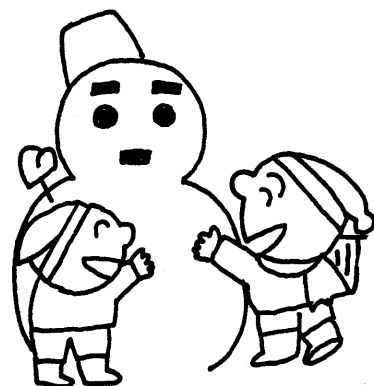
熊本ではじめての子どもの権利条約に関する全国規模のフォーラムが開催されると知り、大きな期待をしながら、本会も自ら関わることを決意しました。そこには、1989年国連で子どもの権利条約が採択され、遅ればせながら1994年わが国も批准したにもかかわらず、子どもを取り巻く状況は、遅々として進まないことに怒りさえ覚える状況があるからです。「障害」者問題と同じく、子どもをあくまで保護の対象とし、わが人生を生きる権利の主体であることを認めようとしない許しがたい実態があります。人権後進国の実態をまざまざと露呈していると私たちは考えています。その中でも熊本学校教育においては、過去に丸刈り訴訟や私服登校を求める闘いを経ても、頑なな教育行政のあり様は未だ大きな課題を残しています。さらに、本分科会の主題である「障害」があるといわれる子どもたちの教育を受ける権利については、二重の侵害と苦しみを与えています。「障害」児は「障害」児学級が幸せとする分離教育が蔓延り、「障害」を理由に普通学級から排除される、まさに差別の実態があります。

そこで、私たちは、本分科会を企画しました。全盲で地域の中学校に通う桂司さんの楽しい学校生活をビデオで報告し、盲学校ではなく地域の学校で学ぶことの意義、これからの高校進学希望と課題、将来の夢などを本人に語ってもらいました。また、お母さんからは、これまでの子育てのこと、そして、将来への思いを聞かせていただきました。学校では、放送部のアナウンサーとして活躍したり、良いこと悪いことを含めて友達と普通の中学生として様々な貴重な体験をしていること。また、私生活では、先日、大好きだったばってん荒川さんが亡くなり、一人で葬儀に参列し、特別に御遺体を触らせていただいて惜別の挨拶をできたこと。本分科会でも追悼の思いを込めてギターの弾き語りで郷土の名曲「帰らんちゃあよか」を見事に披露してくれました。このように何事にも積極的に挑戦し、失敗しながらも生き生きと学校生活を過ごし、高校や大学進学の夢を語る桂司さんの姿に、多くのことが検証されました。「守られた中で、安心して過ごす権利もあるが、挑戦し失敗する権利もある。失敗する経験の中にこそ、これから生きる知恵が身についていくのではないのか。「障害」があるとその当たり前の権利も奪われてしまうことが多い。自らの人生を悔いなく生きるには、権利条約が

謳う当事者の自己決定権こそ最も尊重されるべきであり、失敗を糧として成長していくことから豊かな人生が開かれていくと考えたい。」また、「地域間の格差が大きく、東京等では親の会の闘いが20年以上前から続けられており、多くの子どもたちが通常学級で共に学んでいる。そのような確かな実践を全国の仲間と共有するために連携することが大切なのではないか。」等々、「障害」がある子どもたちが地域の学校で共に学ぶことの意義が熱く語られました。

検証していけばいくほど、本人保護者の共に学びたいとの願いを最も阻害しているのが分離を原則とし「障害」児を普通教育から排除しようとする差別的現行法の厚い壁です。法律が差別を作り再生産しているのです。文科省が進めている特別支援教育も新たな差別の始まりと危惧せざるを得ません。

そして最後に、そのような厳しい中ですが、国連の「障害者権利条約」採択の流れが報告され、未来への希望が語られました。私たちの願いを国内法に生かし、すべての子どもたちの人権が尊重され、教育を受ける権利が保障される学校教育へと転換していかなければならないと確認しました。



モラルハラスメント

～より深刻な子どもへの心理的虐待

西原 鈴代 (こころのサポートセンター・ウィズ)

「モラルハラスメント」という名前をご存じですか。フランスの精神科医マリー＝フランス・イルゴイエヌさんが名付けたもので、相手の罪悪感や責任感を刺激しながら人格攻撃を行う、言葉や態度による暴力のことです。以前から、DVや子ども虐待、学校や職場、サークルでのいじめなどの中で起きていました。ターゲットにされ責められ続ける側は、とても深いダメージを受けてしまいます。しかし今までは、それが暴力や人権侵害であるという見方を、ほとんどされてはきませんでした。

子どもが何か失敗したり間違ったりしたとき、わたしたちおとなはどうするでしょう。これからのことを一緒に考えたり、具体的に教えたりすることが多いのではないのでしょうか。しかしモラルハラスメントの場合は、しつけや教育と言いつつも、そのようなことはしません。ため息をついたり無視をしたり、「バカだと言われても仕方ないな」「お前の人間性を疑うよ」などと冷たく言ったりして、子どもの内面や人格をジワジワと攻撃し、心理的に追いつめていくのです。

そして、子どもが何をしてもしなくても、その反応を間違

った反応だとし、そのように間違うのは「人格や人間性に問題があるからだ」と責め続けていきます。わたしたちはそろそろ、その状況を「暴力」や「虐待」として、しっかり認識していく必要があるのではないのでしょうか。

ウィズでは「子どもの権利条約フォーラム2006 in くまもと」で、学校や家庭の中で振るわれている子どもへのモラルハラスメントについてのワークショップを行いました。まず、事例を通してモラルハラスメントのイメージをつかみ、自分ならどのような気持ちになるのか、子どもたちにはどのような影響を与えてしまうのかなどを、グループで話し合いました。また、子どもの権利条約の中の、どのような権利が侵害されてしまうのかも考え、わたしたちおとなには何ができるのかを考えていきました。

モラルハラスメントは見えにくい暴力ですが、わたしたちの意識の持ち方によっては気づくことのできるものだと思います。ぜひわたしたちとともに、モラルハラスメントは暴力であり、許されないことだという社会の認識を創ってほしいと願っています。

問題解決力アップのための8ステップ (いじめ対応編) 演習

江口 竜一 (子どもの人権・安全ステーション)

第8分科会では、「問題解決力アップのための8ステップ(SPF8)(いじめ対応編)」というテーマの演習をおこないました。今回のファシリテーターを務められた廣岡逸樹さんは、「取り返しがつかなくなる(大事件になる)前に、[いじめ問題]は[解決]したい、しかも、被害を受けた子ども自身の力やその周りにいる同級生、大人(親や、教師)が力を合わせて、[解決]に近づくことができたならどんなにいいだろう、そんなプログラムを作りたい」との思いからこのプログラムを開発されたそうです。

当日この分科会には熊本、長崎、遠くは大阪からも参加がありました。4～5人でグループを作ったのですが最初はは

まりみなさん緊張した面持ちです。アイスブレイキングでは2人ペアになって、「半年ぶりに会った友達」という設定での挨拶をしてみました。そして「3年ぶりに再会した昔の恋人」「訳あって生まれながらにして離れ離れとなっていたが30年経ち念願がなつて会うことができた兄弟」と徐々に演技力が要求される設定へと進むにつれ、会場はヒートアップしていききました。

今回は「自分の名前をからかわれた」という仮想事例が用意されています。模造紙に4色のマジックを使い、「解決したい問題は何なのか」「それに対する感情を表現してみよう」「問題の難易度を尺度化してみる」といった作業をグループ

内で確認、共有することから始まりました。その後、考えられる解決策をブレインストーミング形式で、できるかぎり出し合うという工程になるのですが、この時にはルールが決められています。「常識、非常識、空想、妄想OK」「出てきた解決策を批判したり、評価してはいけません」参加者のみなさんは実に真面目に(?) 様々な妄想の世界を披露してくださいました。それらの中からどの解決策が適切かを考え、決定するといった流れへと続けました。(分科会ではこの工程

までの実施となりましたが、本来のプログラムでは実行、検証のステップが控えています。)

最後に感想を伺ったのですが「自分の発言が否定されないところが良かった。」「和やかな雰囲気楽しかった。」「いじめとは!といった理論はどこでも聞くことはできるが、具体的な解決の手法を知りたいと思っていたので勉強になった。」という嬉しい言葉をいただきました。今後の活動の大きな励みとなりました。

国際結婚で生まれた子どもの権利

松本 妙子 (コムスタカ-外国人と共に生きる会)

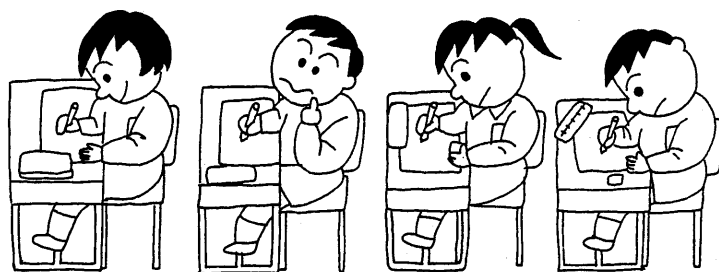
外国人支援の市民グループ「コムスタカ」が生まれたのは、1985年、日本で働く外国人が増加するのに伴って彼らへの人権侵害が問題になり始めた頃でした。当初は、フィリピン女性たちが寄せる賃金未払いや売春強要などの職場での問題がほとんどでしたが、その後、「外国人労働者」であった彼らが日本人と恋愛し、結婚し、定住して「外国籍住民」となるに従い、相談もそれに応じたものへと変化していきました。コムスタカに寄せられる国内の相談で最も多いのは、DVなどを原因とする離婚と、それに伴う親権や養育費の相談。また、フィリピンから寄せられる相談は、夫であり父親である日本人男性探しと、認知や養育費の請求がほとんどです。

このような相談は妻であり母親である外国人女性がその主な相談者ですが、親権にしろ、認知にしろ、養育費にしろ、相談の焦点は子どもたちです。そして、このような問題を生む原因のひとつは身勝手な男性にあるとしても、その解決への道筋に立ち足る様々な障害は社会や国が生み出しているものです。それは、女性や外国人への差別であり、多様化する社会に対応しない法制度です。このような障害が問題の解決を阻み、そして、結果的に子どもたちの権利を大きく侵害しているのです。

今回のフォーラムでは、子どもの権利を、社会が生み出す差別と国が責任を負う法制度の二つの面から訴えました。外国人差別では、日本で生まれ、日本人として育ちながら、母親が外国人だというだけでいじめられることの理不尽さをいじめを受けた小学生が直接訴えてくれました。また、両親や教師なども問題の解決にかかわり、いかにしていじめをやめさせたかの報告までありました。

国の責任では、強制力のない養育費の支払命令、胎児認知の制度、国籍留保などの届けが日本語を読み書きできない外国人だけではしにくいことなどの問題点が挙げられました。このような法制度が原因で、養育費がきちんと支払われなかったり、子どもが認知されなかったり、国籍が留保されなかったりといった現実が生まれます。

好むと好まざるとに関わらず、世界は大きく変わっています。しかし、社会はその変化を都合のよい部分しか受け入れず、国は旧態依然の法制度をなかなか変えようとはしません。それどころか、現実を無視した時代錯誤が「改革」や「改正」の名で行われ、「権利」という言葉が不当に追いやられています。子どもたちが幸せに暮らせるためには「権利を守る」ことが当然の社会でなければなりません。



国連・子どもの権利委員会、 子どもの意見表明・参加に関する一般的討議を開催

～「意見を聴かれる子どもの権利」についての勧告を採択～

平野 裕二 (ARC代表)

国連・子どもの権利委員会は、2006年9月15日（第43会期）、「声をあげ、参加し、決定する——意見を聴かれる子どもの権利」というテーマで一般的討議を開催した。子どもの権利条約12条（子どもの意見の尊重）を軸とする子どもの意見表明権・参加権に関する理解を深め、その保障のために必要とされる措置を特定するのがその目的である。

討議の結果を踏まえ、会期末の9月29日には委員会としての勧告（58パラグラフ）が採択された。以下、討議の様相と勧告の内容について簡単に報告する。

討議への子ども参加——活かされなかった教訓

今回の一般的討議にも例年どおり多数の参加があり、その数は200人を超えた。今回のテーマに対する関心はこのほか高く、あまりにも多数の申込みがあったために1団体あたり3人という参加制限が初めて設けられたほどである。日本からは、子どもの人権連と子どもの権利条約総合研究所より、筆者を含む6人が参加している。

一般的討議は、これも例年どおり、開会時と閉会時の全体会を除き、2つの分科会に分かれて開催された。各分科会のテーマは次のとおりである。

- (a) 社会への積極的参加者としての子ども
- (b) 司法上および行政上の手続において意見を聴かれる子どもの権利

今回の討議には、国際NGOの協力により、世界各地から約30人の子どもも参加している。子どもたちは、事前に2日間、子どもたちだけの会合を持ち、委員会のメンバーと非公式に会見する機会も持った。これまでの一般的討議にも数名の子ども姿が見られることはあったが、このようなまとまった形で子ども参加は、1999年に開催された「子どもの権利条約10周年記念会議：達成と挑戦」以来のことである（月刊子ども論1999年12月号参照）。

もっとも、今回の一般的討議において、子どもたちの効果的参加を保障するために十分な準備が行なわれたと評価することはできない。むしろ、これまでの国際的経験を踏まえた教訓が必ずしも活かされなかったと言わざるを得ない面がある。

とりわけ、せっかく子どもたちが自分たちだけで事前会合を持ち、その結果を非公式に委員会に伝えておきながら、討議の場では子どもたちが個人的発言に終始し、十分なインパクトを

与えられなかったのは、惜しまれる点である。10周年記念会議のときには、およそ20人の子どもたちが、寸劇等を活用しながら効果的なグループ・プレゼンテーションを行っていた。その後の国連子ども特別総会（2002年）の経験も踏まえ、委員会や国際NGOにはもっと工夫の余地があったように思われる。

また、とにかく子どもたちが発言しさえすればよいという雰囲気が目立ち、子どもとおとながおたがいを尊重しながら対等に議論できなかったのも、時間が6時間強しかなかったことも大きいとはいえ、物足りなかった。たとえば、「〇〇地域の／世界の子どもを代表して」という子どもたちの発言に対しては、それが事実と異なることを参加者が——あるいは子どもたちを連れてきた国際NGOの関係者が前もって——指摘すべきであったと思われる。子どもの代表性の問題については10周年記念会議のさいにも議論になったが、今回の勧告ではなんら触れられていない。

いずれにせよ今回の一般的討議は、子ども参加に関わるさまざまな取り組みを通じて国内外で得られてきた教訓が、委員会では必ずしも十分に共有されていないことを明らかにした。実践的な場面、とくに国際的な会合の場で子ども参加をどのように進めていくかについて、委員会自身もあらためて検討することが求められる。

一般的討議勧告の概要

討議後に採択された委員会の勧告は「I. はじめに」と「II. 勧告」の2部構成となっており、後者はさらに次の5項目に細分化されている（以下、〔 〕内の数字は、正式な国連文書として刊行される前の未編集版のパラグラフ番号）。

・ 前文

(a) 総論

(b) 12条1項：社会への積極的参加者としての子ども——家庭／学校／コミュニティ・レベル

(c) 12条2項：司法上および行政上の手続において意見を聴かれる子どもの権利

(d) 委員会がフォローアップすべき勧告

勧告の特徴のひとつは、前文において、12条に体现された子どもの権利は「子どもが権利の保有者として認められるための象徴とらえうる権利」であり、「新たな社会契約」の確立を要求するものであると述べていることである。

この点について委員会は具体的に説明していないが、参政権を有する（狭義の）市民概念を前提とした伝統的な社会契約論を、「（広義の）市民としての子ども」という考え方を踏まえて見直すよう求めたものと理解できる。このような「新たな社会契約」を確立するためには、子どもの参加権を認めない伝統的・文化的態度を変えていくこと〔9〕、子ども意見表明・参加の制度化を図ること（後述）などを通じ、「政治的、社会的、制度的および文化的構造の変革」（前文）を進めていくことが必要である。

勧告の第2の特徴として、子どもの意見表明・参加が「子どもにとって、家族にとって、コミュニティ・学校・国にとって、民主主義にとって有益である」（前文）ことを、さまざまな表現で指摘していることが挙げられる〔11・17・19・22・32等〕。

第3の特徴は、条約実施の責任主体である締約国や、締約国を支援する立場にある国際機関〔15〕以外の主体にも、種々の呼びかけが行なわれていることである。親〔18〕、NGO〔34〕、メディア〔36〕、研究機関〔37〕などに加え、子どもたち自身に対しても、とくに条約・総括所見の実施状況の監視、地域の諸問題の解決への参加が呼びかけられた〔31〕。委員会による定期報告書審査プロセスへの参加も奨励されている（後述）。

第4の特徴は、意見表明権・参加権がすべての子どもの権利として明確にされていることである。これらの権利が差別なく保障されなければならないこと〔8・10等〕、年齢を理由として意見表明が妨げられてはならないこと〔51・52〕等が指摘されるとともに、革新的・創造的手段を通じた子ども参加の推進が促されている〔35〕。

もっとも、今回の勧告では乳幼児や障害児について具体的な言及がない。この点については、それぞれのテーマに関連した一般的意見7号（とくにパラ14・17）や9号（とくにパラ32）を参照しながら理解を深めることが必要である。

第5の特徴としては、コミュニティ・レベルにおける子ども参加について詳細な勧告が行なわれ、とくに子ども参加の制度化が強調されている点が挙げられよう。子ども参加の制度化の必要性は、10周年記念会議のさいの勧告でも強調されていた。今回の勧告では、とくに次の一文が象徴的である。「委員会は、……参加権に対するイベント中心のアプローチから、政策案件への組織的包摂へと移行するよう促す。委員会は、……子どもの参加を促進するための機構が実施のための手段として制度化されることを確保する義務を、締約国が遵守するよう求めるものである」〔25〕

このような観点から、子どもの権利に関わる国レベルの行動計画を策定・実施・評価する一連のプロセスに、子どもと若者が「中核的関係者」として含められるべきことも求められている〔28〕。子どもの権利を担当する機関の指定〔26〕、子どもオンブズマン等への資源配分〔27〕に関わる勧告も、制度化に関わるものとして理解できよう。

少なからぬ国で設置されるようになった「子ども議会」も、そのような制度化のひとつの形態として有用なものとなりうる。ただし、「このような場で子どもたちから提示される意見が正式な政治的プロセスおよび政策立案においてどのように考慮されるかについての明確な指針を設け、かつ、子ども

たちに対してその提案に関わる十分な反応が与えられること」は確保しなければならない〔30〕。

残された課題

他方、子どもの社会参加について詳細な勧告が行なわれたことの裏返しとして、今回の勧告では家庭・学校における子ども参加についての言及が著しく不十分である〔16～24〕。議論・実践の蓄積がない家庭での参加はともかく、学校における生徒参加については、欧米等での経験を踏まえて種々の勧告を行なうことができたように思われる。

また、手続的参加に関わる勧告〔39～55〕も、基本的には条約その他の国際文書の関連規定を参照・引用するレベルに留まっており、とくに新味はない。とりわけ医療手続きにおける子ども（とくに思春期の子ども）の意見表明・参加について一言も言及されていないことは、委員会が一般的意見3号や4号でこれらの問題を取り上げてきたことからしても、目配りが足りないと言わざるを得まい。

これと関連して、子どもの自己決定権や集団的決定への参加権をどのように考えるかという点についても、今回の勧告はなんら触れていない。そもそも一般的討議の副題では、意見を聴かれる子どもの権利の要素として「声をあげ、参加し、決定する」の3つが挙げられていたが、勧告では「声をあげ、参加し、意見を考慮されること」という表現に変更され（前文）、「決定」の要素が削除されている。微妙な問題ではあるにせよ、委員会としてこのような論点にも取り組んでいくことが必要である。

最後に、今回の勧告では委員会自身の活動、とりわけ締約国報告書の定期的審査プロセスへの子ども参加についても取り上げられている〔31・34・57・58等〕。10周年記念会議のさいの勧告でも、締約国報告書・NGOレポートの作成プロセスに子どもの意見を反映させることが促されていたが、今回の勧告ではさらに、NGO等を招いて締約国報告書の予備審査を行なう会期前作業部会の場合の子ども参加も奨励された〔34・58〕。

もっとも、会期前作業部会への子ども参加は、国内レベルでの検証活動における十分な子ども参加があつてこそ初めて意味を持つものである。今回の勧告ではその点が必ずしも強調されておらず、一本釣りのような形でとにかく子どもを連れてくればいいという形式的・表面的な「参加」への警戒心が十分ではないくらいがある。

また、報告審査以外の委員会の活動については、「委員会の活動に子どもがいっそう参加できるようにするための手段を模索することについて決意を維持する」という抽象的な決意表明に留まっており〔58〕、10周年記念会議のさいの勧告からなんら前進していない。

委員会は、今回の勧告を踏まえ、より体系的な一般的意見を作成する意思を再確認した〔56〕。来年にも採択される可能性があるが、そこではここで指摘してきたいくつかの問題点を解決するとともに、その作成プロセスにおいても子どもの意見を十分に反映させるよう努めることが求められよう。

◆今回の一般的討議および10周年記念会議における勧告の日本語は筆者のウェブサイトを参照。

<http://homepage2.nifty.com/childrights>

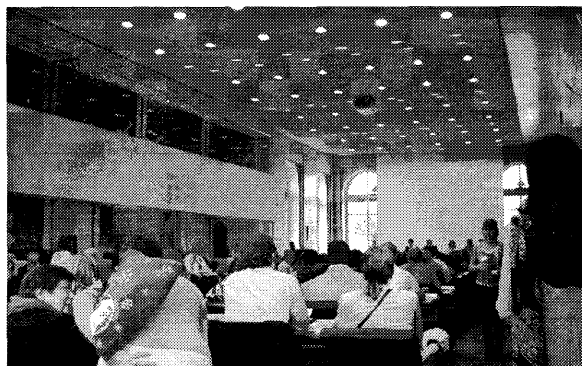
国連・子どもの権利委員会を傍聴して

2006年9月15日、子どもの権利委員会は、「声をあげ、参加し、決定する——意見を聞かれる子どもの権利」をテーマとして一般的討議を開催し、世界45カ国から、政府や国連関係者、NGO、そして約30人の子どもを含む、あわせて200人以上が討議に参加しました。

一般的討議では、世界各地の子ども参加の実例を、子どもたち自ら紹介する場面が多々あり、子ども参加を実際に子どもの権利委員会の場で試行する場ともなりました。大勢の参加者を前に力強く発言する各国の子どもたちに、委員も含めたおとなの参加者から大きな拍手が送られ、和やかな雰囲気を醸し出していました。

紹介される個々の参加実践例についても、当日の委員会の場で実践された子ども参加についても、参加する子どもが子ども全体を代表しているのか一部なのか、子どもの主体性がどれだけ確保されているか（あやつりになっていないか）など、考慮点はあるように思いましたが、子ども参加実践を進める上で直面する困難は、国は違えど共通点があること、世界各地で子どもの参加が着実に実践されつつあることを肌で感じ取ることができ、まさに内容面でも実施面でも、「子ども参加」というテーマに合致する討議でした。

(内田塔子・NCRC事務局次長)



NCRC主催の報告会での参加者の声

子どもの権利条約ネットワークは、12月9日早稲田大学構内において、平野さんを迎えて報告会を開催しました。子どもと関わる様々な立場の方々が参加されました。ここでは、参加者の声として、アンケート回答の一部抜粋を紹介します。

・「市民としての子ども」の立場が日本の社会において、確立されることを願っています。(50代・女)

・子どもの意見表明を受け止める能力が大人にあるかが問われているという考えはとても大切だと思う。(20代・男)

・子どもの意見を聴く場の設定、そして、その後の意見の取り入れ方は、今現在ではアリバイ作りのような役割しか果たしていない様な気がします。行政や政治を動かす良い手立てがあるのでしょうか？(50代・女)

・子どもが活発に発言し、議論している事をプロモーションする手段が確立されてないことも改善されるべき課題であると思います。最近のいじめニュースを受け、近隣の中学校の代表生徒が集まって議論したという報告を聞いています。子ども参加が体制として整えられれば、初等・中等教育で行われている児童会・生徒会という伝統的基盤があり、ひとつのプロセスの土台になり得るのではないかと感じました。(40代・女)



<編集後記>

新教育基本法が成立した。様々な意見がある中で、私は改めて昭和22年制定教育基本法が優れた法律であると感じる。教育基本法は教育の憲法であり、私たち国民にとっては、理想を掲げ、夢と希望を持ち続けるための法律である。新教育基本法に、夢と希望が感じられないのは私だけだろうか？そして、それはなぜだろうと考えてみた。

たしかに、60年前の国民の心情と社会状況は現在のそれとは大きく違う。「自由それ自体は大切なもので普遍だが、それが得られる現代は、共生のためのルールが必要。そのための改正である。」というようなことを「卵の栄養価と摂取のバランス」の例えで、伊吹文科大臣が語っていた。新教育基本法の教育の目的では「個人の価値をたっぴ」「自主的精神」の文言が消えた。すでに個人の個性が尊重され、自由が認められているから、これからは我が国の発展のための教育を教育振興基本計画で、体系的、組織的、計画的に行っていくということなのであろうか。

「愛国心」論議は、今はおいておく。自分の国を大切に思い、その発展を目指すのは、国民一人ひとりの自主的、自発的なものである。国民のその思いで国家は支えられる。「人」があつての「国」である。教育基本法も日本国憲法も、「人」に焦点をあてている。しかし、新教育基本法は「国の発展」が先行し、「人」の尊重が希薄になったような気がする。もし教育が、人間の「育ち」への信頼なくして、「全体」や「国」のために「育てる」ものだとするのなら、基本法（憲法）として認めたくない。一人ひとりの人間が持っている可能性の開花としての成長と発展にこそ、夢と希望が持てるのだから…

(編集部 岸畑)

「子どもの権利条約」No.86

2007年 1 月15日発行

★発行 (季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール nrcr@abeam.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www6.ocn.ne.jp/~nrcr/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント